

金額を第十五号に規定する期日に払い込むこととする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{0.06}{100}}{365} \times \frac{1}{\text{ }} \quad \text{（年利6%）}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十一・三一五を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

平成二十七年三月十五日を支払期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十三号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十一 初期利子

十一 初期利子

毎年三月十五日及び九月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十二 第二期以後の利子

の 中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 額
い 金 所 日 限

(一) 平成二十九年九月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十六年九月十六日
中途換金の買取りは、支店
七年九月十五日以後において行
うこととし、その後において行
次に区分に応じ、それぞれの算
式により算出した金額とする。
平成二十七年九月十五日か

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.06}{100}$$

初期利子支払期の6ヶ月前の日から発行日までの日数

365

(二) 平成二十八年三月十五日以

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$
前号による取扱いのほか、個人

中途換金の特例

この取扱いがでやるものとし、その買取額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十七年三月十五日から平成二十七年九月十五日前までの間の場合

当該面額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$) + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

(二) 平成二十七年三月十五日前の場合

当該面額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)